

よくある質問 Q & A 山形市太陽光発電設備導入事業費補助金

山形市の太陽光発電設備導入事業費補助金について、よくお問い合わせいただく事例等をQ & Aにまとめました。補助申請を行う前にお読みいただき内容をご確認ください。

Q 1 県の補助金とあわせて補助申請をすることはできますか？

A 1 県の「再生可能エネルギー設備導入事業費補助金」と併用することは可能です。

Q 2 事前協議書提出後、補助額を変更したいのですが？

A 2 設備の変更等により、補助金額が変更になる場合、以下の手続きが必要になります。

① 補助金交付予定額が減額になる場合

→ 「事業計画変更等届（様式第3号）」を提出してください。

② 補助金交付予定額が増額になる場合

→ 「事業計画変更等届（様式第3号）」により一度事前協議書を取り下げ、増額後の内容で再度事前協議書を提出し直してください。

※内容によっては、上記によらない場合がありますので、事前協議書の内容から変更が生じた場合には速やかにご連絡ください。

Q 3 事前協議書提出後、予定が変更になり、年度内に太陽光発電設備（及び蓄電池）の取り付けを行わない場合の手続きは？

A 3 予算残額に影響するため、必ず「事業計画変更等届（様式第3号）」により事前協議書を取り下げる手続きをしてください。

Q 4 補助対象となる基準日はいつですか？

A 4 電力会社の太陽光受給契約確認書の「電力受給開始日」を基準日とします。この日が令和4年4月1日から令和5年3月31日である場合、当該年度の補助金の対象となります。工事の遅れなどにより電力受給開始日が翌年度となるものは、当該年度の補助金の対象とはなりませんので、「事業計画変更等届（様式第3号）」により事前協議書の取り下げの手続きをしてください。

ただし、基準日が期間内であっても、提出期限までに書類が提出できない場合や、書類の不備がある場合は補助金を支給できません。

Q 5 補助金交付申請書兼事業実績報告書（様式第6号）の提出期限はいつまでですか？

A 5 事業完了後 1 カ月以内をめぐに、速やかに御提出ください。受給開始日が3月下旬であっても、電力会社の「太陽光受給契約確認書」はそれより以前に発行されますので、その時点で実績報告を提出してください。最終の受付は、令和5年3月31日となります。提出期限までに書類が提出できない場合や、書類の不足がある場合は補助金を支給できません。

Q 6 現在、市外に住所がありますが、年度中に山形市に転入する予定です。住所変更前に手続きはできますか？

A 6 事前協議書提出時は、山形市外の住所の方でも提出可能です。ただし、補助金交付申請書兼事業実績報告書の提出時には、申請者が山形市に住民登録をしていることが要件となります。

Q 7 自宅は山形市内にあり家族が居住しているのですが、申請者が単身赴任で市外に住所を移しています。このような場合、補助金を受け取ることができますか？

A 7 補助金交付申請書兼事業実績報告書提出時に山形市に住民登録をしていない方に対して補助金交付を行うことはできません。ただし、こうした場合、「戸籍の全部事項証明書」等を添付することで、山形市に住民登録をしているご家族名義（設備を設置した住宅に居住している方）で申請いただける場合がありますので、事前にご相談ください。

Q 8 市外からの転入のため、前年度（令和3年度）の納税証明書が山形市からとれないのですが？

A 8 令和3年度の納税証明書は、令和3年1月1日にお住まいの市区町村で発行になりますので、そちらからお取りいただく必要があります。電力受給のめどがつきましたら早めにご準備ください。

なお、課税証明書や年度の違う納税証明書を間違えて提出される場合がありますので、ご注意ください。

Q 9 補助金の交付予定となるかどうかはいつの時点でわかりますか？

A 9 各受付期間の終了日から概ね2～3週間程度で、交付予定者となる方に対して交付予定通知を送付します。各受付期間の予算配分額を超えた場合は、その受付期間内に受理した事前協議書の中から、抽選を行い、交付予定者を決定します。

なお、抽選会が決定した場合は山形市のホームページにて受付終了日以降に公表します。

Q 10 別荘等の住宅に太陽光発電設備（及び蓄電池）を設置した場合、補助の対象となりますか？

A 10 住宅用の発電設備を設置する場所は、住民票の所在地であることが要件となります。住民票の所在地ではない別荘・セカンドハウス等に設置した場合は補助の対象となりません。

Q 11 建売物件に太陽光発電設備（及び蓄電池）がすでに設置してある場合は、補助の対象となりますか？

A 11 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対する補助のため、すでに設備が設置済みの建売物件を購入する場合は補助対象となりません。

Q 1 2 第 1 回目の抽選に外れた場合、第 2 回目の受付期間に再度申請することはできますか？

A 1 2 可能です。取下げの意向がない限り、初めにご提出いただいた事前協議書を第 2 回目も使用しますので、改めての申請は必要ありません。

Q 1 3 太陽光発電設備のみを自宅に設置した場合は補助対象になりますか？

A 1 3 補助の対象となる事業は新規に太陽光設備と蓄電池を同時に設置する場合に限られますので、太陽光発電のみを設置した場合は対象になりません。

Q 1 4 すでに太陽光発電設備を自宅に設置していて蓄電池のみを購入した場合は補助の対象者になりますか？

A 1 4 補助の対象となる事業は新規に太陽光設備と蓄電池を同時に設置する場合に限られますので、蓄電池のみを設置した場合は対象になりません。

■ その他の注意していただきたい点

- 1 過去に太陽光発電設備の設置に対し市の補助金を受けている方は、補助対象になりませんので、ご注意ください。再度確認のうえ、事前協議時に申告いただきますようお願いいたします。事前協議書の「過去に補助金を受給していないことの確認」欄で申告いただきます。
- 2 補助金の対象は余剰配線となりますので、電力の買い取り期間内（10年間）に全量配線等へ切り替える場合は補助金を返納いただきますのでご注意ください。
- 3 補助事業によって取得した設備については、下記の期間、財産処分（売却・譲渡・廃棄など）の制限があります。該当する場合には、必ず事前にお問い合わせください。
太陽光発電設備：取得より17年間 蓄電池：取得より6年間
なお、この期間中補助事業に係る関係書類を整理・保存してください。
- 4 環境課窓口へ申請者本人が申請にお越しの際は駐車券をお渡しいたしますが、設置業者等がお越しの場合は、駐車券をお渡しできませんのでご了承ください。